

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
直 所 4 - 1 0 昭和 48 年 12 月 7 日 国税局長 殿 国税庁長官 果樹共済に係る共済金及び共済掛金の取扱いについて 標題のことについては、下記により取り扱われたい。 (理由) 「農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律」(昭和 47 年 6 月 16 日法律第 71 号)によって、これまで暫定的に行なわれていた果樹保険が果樹共済(収穫共済および樹体共済)として本格的に制度化され、昭和 48 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、その取扱いを定めたものである。 記 1 果樹共済の共済掛金の取扱い ① 収穫共済の共済掛金の取扱い 収穫共済の共済掛金は、当該共済掛金に係る果実を収穫する日の属する年分の必要経費に算入する。 ただし、青色申告者等継続記録を有する者が、当該共済掛金を支払った日の属する年分の必要経費に算入している場合には、これを認めるものとする。 ② 樹体共済の共済掛金の取扱い 樹体共済の共済掛金は、その支払うべき日の属する年分の必要経費に算入する。 2 果樹共済の共済金の取扱い	直 所 4 - 1 0 昭和 48 年 12 月 7 日 国税局長 殿 国税庁長官 果樹共済にかかる共済金および共済掛金の取扱いについて 標題のことについては、下記により取り扱われたい。 (理由) 「農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律」(昭和 47 年 6 月 16 日法律第 71 号)によって、これまで暫定的に行なわれていた果樹保険が果樹共済(収穫共済および樹体共済)として本格的に制度化され、昭和 48 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、その取扱いを定めたものである。 記 I 果樹共済の共済掛金の取扱い 1 収穫共済の共済掛金の取扱い ① 収穫共済の共済掛金は、当該共済掛金にかかる果実を収穫する日の属する年分の必要経費とすること。 ただし、青色申告者等継続記録を有する者が、当該共済掛金を支払った日の属する年分の必要経費としている場合には、これを認めるものとする。 ② 農業所得標準作成に当たっては、原則として、標準内経費として取り扱うこと。 ただし、標準作成地域における収穫共済の加入割合が著しく低く、かつ、10 アール当りの共済掛金の額について個人差が著しいと認められる場合には、標準外経費として取り扱ってもさしつかえないこと。 2 樹体共済の共済掛金の取扱い ① 樹体共済の共済掛金は、その支払うべき日の属する年分の必要経費とすること。 ② 農業所得標準作成に当たっては、上記 1 の(2)の取扱いに準じて取り扱うこと。 II 果樹共済の共済金の取扱い

(1) 収穫共済の共済金の取扱い

災害によって受ける収穫共済金（仮渡金を含む。以下同じ。）は、当該災害を受けた果実の収穫期の属する年分の事業（農業）所得の総収入金額に算入する。

なお、確定申告期限までに農業共済組合において収穫共済金の額が算定されていないため、その見積額により確定申告がなされ、当該見積額と収穫共済金の額との差額が生じた場合において、その差額が少額であると認められるときは、当該確定申告をした者のその年分の農業所得の金額を是正することに代えて翌年分の農業所得の金額の計算上、当該差額を減算又は加算して調整することができるものとする。

この場合の見積額は、原則として、農業共済組合において計算された当該収穫共済金の概算額によるものとする。

1 収穫共済の共済金の取扱い

(1) 収穫共済にかかる収入金の課税時期

災害によって受ける収穫共済金（仮渡金を含む。以下同じ。）は、当該災害を受けた果実の収穫期の属する年分の事業（農業）所得の総収入金額に算入すること。

なお、確定申告期限までに農業共済組合において収穫共済金の額が算定されていないため、その見積額により確定申告をした場合において、当該見積額と収穫共済金の額との差額が 10 万円以下であるときは、当該確定申告をした者のその年分の農業所得の金額を是正することに代えて翌年分の農業所得の金額の計算上、当該差額を減算または加算して調整することができるものとする。

この場合の見積額は、原則として、農業共済組合において計算された当該収穫共済金の概算額によること。（次の(2)のイの(イ)において同じ。）

(2) 標準課税を行なう場合の課税処理

イ 収入金または収穫量単位当りの標準課税を行なっている場合

(イ) 収穫共済金の取扱い

収穫共済金の支払いの対象となる果樹について、いわゆる収入金課税方式または収穫量課税方式の標準課税を行なっている場合には、次の(ロ)により計算した収穫共済金にかかる所得金額を、農業所得標準により計算した農業所得金額に別途加算すること。

(ロ) 収穫共済金にかかる所得金額の計算

いわゆる収入金課税方式または収穫量課税方式の標準課税を行なっている場合の収穫共済金にかかる所得金額は、当該収穫共済金の額（またはその見積額）に 50% を乗じた金額とすること。

(ハ) 確定申告期限後における修正等

A 収穫共済金の見積額について確定申告が行なわれていないことをは握した場合または収穫共済金の見積額が収穫共済金の額に比し過少であることをは握した場合には、遅滞なく期限後申告または修正申告のしようを行なうこと。

この場合、できるだけ納税者に手数をかけさせないような方法を考慮するほか、延滞税等の関係もあるので、①修正申告等による増差税額をすみやかに納付するよう納税者を指導するとともに、②収穫共済金の算定を了した場合には、ただちに支払資料を回付するよう農業共済組合の積極的な協力を求める等の措置を講ずること。

B 減額の更正

収穫共済金を見積額により確定申告した場合のその見積額による所得金額が収穫共済金の所得金額に比し過大であるときは、上記(1)のなお書きにより翌年分の農業所得の金額の計算上調整することとしたものを除き、その差額について減額の更正を行なうこと。

<u>②</u> 樹体共済の共済金の取扱い 樹体共済金については、災害を受けた樹体にかかる損失額から控除することとなるが、樹体共済金について確定申告時までに具体的な額が確定しない場合の取扱いについては、所得税基本通達 51－7 《保険金等の見込控除》の定めがあることに留意する。	<u>ロ</u> <u>面積単位当りの標準課税を行なっている場合</u> <u>(イ) 実収標準の場合</u> <u>収穫共済金の支払の対象となる果樹について実収標準による課税を行なっている場合には、原則として、標準作成地域ごとの果樹畑面積と共済金支払総額またはその見積額とを基として計算した単位当り収穫共済金相当額を、果樹畑所得標準作成の基礎となる収入金額に加算する方法により当該標準に織り込むこと。</u> <u>(ロ) 普通地標準の場合</u> <u>収穫共済金の支払いの対象となる果樹について普通地標準および災害減算標準を適用して課税が行なわれている場合には、災害減算標準作成の基礎となる減算すべき金額から当該収穫共済金を控除する方法により当該標準に織り込むこと。</u> <u>なお、災害減算標準の適用に当たっては、収穫共済金の見積額については、農業共済組合の発行する概算による被害証明書によって減収割合の確認等を行なうものとする。</u> <u>2 樹体共済の共済金の取扱い</u> 樹体共済金については、災害を受けた樹体にかかる損失額から控除することとなるが、樹体共済金について確定申告時までに具体的な額が確定しない場合の取扱いについては、所得税基本通達 51－7 《保険金等の見込控除》の定めがあることに留意する<u>こと</u>。
---	--